

議案第一四號

三朝町祝條例の一部改正トツリテ

三朝町祝條例の一部を次のように改定するものとする

昭和三十年三月九日提出

三朝町長 坂 本 雅

昭和三十年三月十一日提出

三朝町議会議長 天 野 廉

原案可決



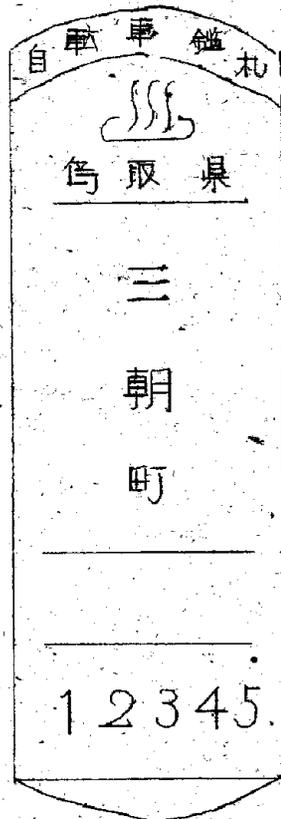
三朝町稅條例の一部を改正する條例

三朝町稅條例(昭和三十九年三朝町條例第三三號)の一部を次の條に改むる。
第九十一條第三項の規定する第二十五號標式、第二十六號標式中自車車鑑札
は別表のひな型に改正及追加する。

附 則

この條例は公布の日から施行し昭和三十年度から適用する。

第二十六號標式



備考

一 地價 全金屬製とする

二 寸法 縦 一〇種

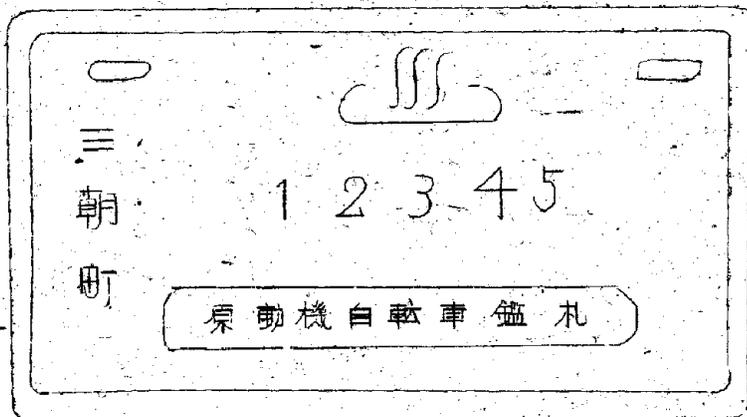
横 五種 以上

三 標式

- 1 地色は銀色とする。
- 2 番号は黒字を以て四角とする。
- 3 町名は赤字の正字とする。
- 4 町名の漢字との中間に黒字とし白色を以て代名を記し、後部へ兼付する。

第二十五號標式

第二十五號標式は、第二十六號標式を準じて適當な個所へ赤字を以て無稅と記す。



備考

1. 地質 全金銀製とする。

2. 寸法 縦 八種

横 一三種 以上

3. 体裁

地色は銀色とする。
町名は黒字を基色に赤字をもちて表し後部へ取付ける。

4. 無税は上記のもの、中央に赤の斜線を表示す。